



平成18年11月15日

各 位

会 社 名 株式会社 福岡銀行
代 表 者 名 取締役頭取 谷 正明
本社所在地 福岡市中央区天神二丁目 13番 1号
(コード番号8326 東証第一部、大証第一部、福証)
問 合 せ 先 総合企画部長 吉田 泰彦
(TEL.092-723-2622)

定款の一部変更に関するお知らせ

福岡銀行 取締役頭取 谷 正明)は、平成18年11月 15日開催の取締役会において、
定款一部変更の件」を平成18年12月27日開催予定の臨時株主総会に付議することを決
議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 変更の理由

臨時株主総会の第 1号議案 株式移転による完全親会社設立の件」が原案どおり承認
可決されますと、平成19年4月2日以降の当行の株主は株式移転設立完全親会社である
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」のみとなります。

会社法は、本来株主総会開催時点の株主が当該株主総会において議決権を行使す
ることを本則としておりますが、多数の株主の方に対する株主総会の招集手続等の事務
手続を適切に実施するために、当行は、定款第14条に 定時株主総会の基準日」の規定
を定めております。しかしながら、株式移転に伴い当行の株主は 株式会社ふくおかフィ
ナンシャルグループ」のみとなり、上記の基準日を定める必要がなくなります。

よって、臨時株主総会にて第 1号議案が承認可決されることを条件として、現行定款第
14条全文を削るとともに関連する条数の繰り上げを行うものです。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>定時株主総会の基準日)</u>	削る)
第 14条 当銀行の定時株主総会の議決 権の基準日は、毎年 3月 31日とする。	
第 15条	第 14条
～ 条文省略)	～ 現行どおり
第 44条	第 43条

3 日程

- ① 定款変更のための株主総会開催日 平成18年12月27日
- ② 定款変更の効力発生日 平成18年12月27日

以 上

本件に関するご照会先

福岡銀行 総合企画部 経営管理室 TEL 092-723-2622